

新型コロナウイルス感染症に対応した避難所運営方針

令和2年7月

令和3年8月一部修正

【運営方針の目的】

避難所において新型コロナウイルス感染症に「かからない」、「うつさない」ためには、可能な限り3密（密閉・密集・密接）の回避や衛生対策を徹底するなど、感染症対策に万全を期することが重要となります。

そのため、市民を含む避難所運営業務に関わる全ての従事者（以下、「避難所運営スタッフ」という。）を対象とした、「新型コロナウイルス感染症に対応した避難所運営方針」（以下、「運営方針」という。）を定め、入間市地域防災計画における「避難所運営マニュアル」と併せて運用することで、避難所における感染拡大防止の徹底を図るものです。

なお、この運営方針は、必要に応じて避難場所にも適用します。

【基本的な考え方】

- (1) 十分な避難スペースの確保
- (2) 避難所における過密状態の防止
- (3) 避難所の衛生管理及び避難者の健康管理の徹底
- (4) 感染予防・感染拡大防止に向けた避難者自身の取組みの推進
- (5) 避難所運営スタッフの安全確保
- (6) 感染の恐れがある避難者への適切な対応
- (7) 避難所から排出されるごみの適切な対応

【具体的な対策】

- (1) 十分な避難スペースの確保
 - ① 発災時には被災状況や避難者の状況に応じ、可能な限り多くの指定避難所の開設に努める。また、指定避難所におけるスペース確保のため、学校における教室の活用等、避難所として使用できるスペースを最大限活用できるよう施設管理者に依頼する。
 - ② 自治会館、集会所を避難所として活用することについて、区長や自治会長に協力を依頼する。その際は、避難所同様に感染症対策に努めるよう周知する。
 - ③ 可能な場合は、在宅避難または親戚・友人宅への避難を優先するように周知する。
 - ④ やむを得ず車内に避難する場合は、安全な場所の確保や車中泊によるエコノミークラス症候群の危険性について、避難所内の掲示板等により注意喚起を行う。
- (2) 避難所における過密状態の防止
 - ① 避難者の居住エリアでは、咳などの飛沫による感染を防止するため、避

難者同士の間隔を2メートル程度空けるなど、可能な範囲で十分なスペースを確保するよう努める。

- ②体育館のアリーナなど間仕切りのない空間を利用する場合は、可能な限りパーティションや段ボールなどの間仕切りを利用し、咳などの飛沫が拡散しないよう配慮する。
- ③咳などの飛沫がほこりに付着して床に滞留することで、感染リスクが高まることから、可能な限り段ボールベッドなどを利用して飛沫拡散の軽減を図る。

(3) 避難所の衛生管理及び避難者の健康管理の徹底

- ①手洗い及び咳エチケットを避難者に徹底させるため、受付場所や避難所内の情報掲示板等に感染症対策チラシを掲示する。
- ②避難所内の十分な換気に努めるとともに、よく手が触れる場所については、定期的な清掃、消毒を実施する。
- ③避難所入所前に「A 健康チェックリスト」を用いて適切な受付場所へ案内をする。
- ④避難所受入時にマスクの着用、手指消毒、検温チェックを確認し、「B 避難者名簿兼健康管理チェックリスト（入所時）」を用いて受付をする。また、避難中は「健康管理チェックリスト（入所後）」により、各自で体調を管理するよう周知する。
- ⑤各避難所の衛生環境を保持するためのマスク、消毒液、ゴム手袋、フェイスシールド、防護服などの衛生用品を備蓄し、開設時には受付やトイレ前に消毒液を設置する。

(4) 避難者自身の感染予防・感染拡大防止の理解と協力

- ①避難の際に食料、飲料水等の他、マスク（タオル等）、消毒液、体温計、寝具（毛布等）、マット、スリッパ、着替え、携帯ラジオ、モバイルバッテリー、常備薬等、各自必要なものを持参するよう、市公式ホームページや広報紙等で事前に周知する。
- ②避難者は、石鹸、ハンドソープ等によりこまめな手洗いやうがいを徹底するよう指示する。特に食事前、トイレ使用後は徹底を促す。
- ③原則として避難所では全員がマスクを着用する。マスクが無い場合は、ティッシュやハンカチで口と鼻を覆う。また、とっさに咳が出るときは袖や上着の内側などで覆い、飛沫が広範囲に飛散しないように留意する。
- ④避難者は、向かい合わせではなく背を向けて座るようにする。また、寝る際は身体の向きを互い違いにする。
- ⑤避難者は、「健康管理チェックリスト（入所後）」により、強いだるさ（倦怠感）、息苦しさ（呼吸困難）、高熱等の症状のいずれかがある場合は、速やかに避難所対応員に報告するよう周知する。

(5) 避難所運営スタッフの安全確保

- ①マスクの着用に加え、業務に応じて手袋、フェイスシールド、防護服、

その他必要と思われるものを着用し業務にあたる。

- ②避難所の運営業務を始める際と、勤務交代する際に各自で検温を実施し、体調管理を行う。
- ③感染の恐れがある避難者へ食料等を配給する際は、直接手渡しせず配膳場所を設ける。

(6) 感染者または感染の恐れがある避難者等への適切な対応

- ①感染者（自宅療養者含む）が避難してきた場合は隔離し、狭山保健所に連絡した上で指示に従う。併せて災害対策本部に報告する。
- ②濃厚接触者が避難してきた場合は隔離し、災害対策本部に連絡し指示に従う。
- ③体調不良者（発熱、咳等の症状等）が避難してきた場合は、隔離できるよう専用スペースに案内する。
- ④感染者等への対応として、専用スペース、動線、トイレを分けるよう努める。
- ⑤感染者又は感染の恐れがある者が利用していたスペースは、適切に換気や消毒等を行う。

(7) 避難所から排出されるごみの適切な対応

- ①避難所から排出されるごみについては、空気を抜いてからしっかり縛り、袋を2重にして排出する。その際、他のごみと区別できるよう目印を付ける。
- ②感染者又は感染の恐れがある避難者が排出するごみについては、ごみに直接接触することがないようにしっかり縛り、袋を2重にして排出する。その際、他のごみと区別できるよう目印を付けて排出する。
- ③ごみを捨てたあとは石鹸を使いしっかり手を洗う。水が確保できない場合は手指消毒を行う。

【感染症に関する問い合わせ・連絡先】

■埼玉県新型コロナウイルス感染症県民サポートセンター

☎0570-783-770（24時間受付）

■狭山保健所（帰国者・接触者相談センター窓口）

☎04-2954-6212（平日：8時30分から午後5時15分まで）

☎048-660-0222（休日・夜間）